

50	環境局	自動車公害対策の推進
事業概要	<p>1 ディーゼル車対策 自動車排出ガスによる大気汚染を改善するため、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」に基づき、平成15年10月から排出ガス基準に満たないディーゼル車の走行規制を実施している。</p> <p>2 持続可能な環境交通施策 環境負荷が低く、効率の高い自動車使用を実践し、誰もが安全で快適な移動環境を享受できる都市を実現するため、持続可能な環境交通施策を推進する。</p>	
これまでの経過	<p>1 ディーゼル車対策 (1) 「ディーゼル車NO作戦」の展開（平成11年8月から） (2) 環境確保条例の制定（平成12年12月） (3) 環境確保条例に基づく自動車公害対策に係る事業所指導（自動車環境管理計画書、アイドリング・ストップ等）の実施（平成13年4月から） (4) 環境確保条例に基づく粒子状物質（PM）排出基準を満たさないディーゼル車の都内運行禁止（平成15年10月から。一都三県同時開始） (5) 東京都と埼玉県、規制の基準値変更 二段階目の規制開始（平成18年4月）</p> <p>2 持続可能な環境交通施策 (1) 渋滞の緩和と大気汚染の改善を図るための「TDM（交通需要マネジメント）東京行動プラン」の策定（平成12年2月） (2) 運輸部門における各局の温暖化対策を検討するための「カーボンマイナス都市づくり推進本部 環境交通ネットワーク部会」の設置（平成19年5月）</p>	
現在の進行状況	<p>1 ディーゼル車対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 規制開始後は、自動車Gメンによる路上、物流拠点での取締りに加え、流入車対策としての首都高速道路における固定カメラを用いた取締りや黒煙ストップ110番の活用などにより取締りの強化を図っている。 平成21年9月末現在路上、物流拠点での調査台数は25,499台を超え、また441台の自動車の運行責任者に対し当該自動車の運行禁止命令を発令している。 平成20年度の大気環境測定結果では、浮遊粒子状物質について、4年連続して都内の全ての自動車排出ガス測定局で環境基準を達成した。 <p>2 持続可能な環境交通施策</p> <ul style="list-style-type: none"> TDM施策として、各局と連携を図り、公共交通機関の利用を促進するパーク&ライド駐車場設置、ITS技術を活用した新たな渋滞対策事業「ハイパースムーズ作戦」の展開など、各種施策を着実に実施してきている。 環境交通ネットワーク部会による運輸部門における「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」事業の選定及び関係局各施策の実施 自動車部門の温暖化対策等を強化するため、低公害かつ低燃費な車の使用・導入促進、自動車の利用者からの自動車利用合理化の促進、環境負荷の大きな車の利用抑制、エコドライブの推進、CO2の削減に寄与する燃料の開発等を盛り込んだ環境確保条例の改正を実施 	
今後の見通し	<p>1 ディーゼル車対策 規制未対応事業者の調査・立入や流入車に対する効果的な取締りや指導を行い、違反車両に対して厳正に対処する。</p> <p>2 持続可能な環境交通施策 持続可能な環境交通の実現を目指し、「低公害かつ低燃費な自動車の利用促進」、「自動車燃料対策」、「エコドライブの普及促進」及び「交通流の円滑化・交通量の抑制」に取り組んでいく。</p>	
問い合わせ先	環境局 自動車公害対策部 計画課	電話 03-5388-3519